

泉大津市プロボノ活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、泉大津市補助金等交付規則（平成 21 年泉大津市規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、泉大津市プロボノ活用支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 地域の課題を解決する取組や活動等に対し補助金を交付することにより、地域貢献活動やボランティア活動を支援したいプロボノワーカーと団体運営上の課題解決や活動のステップアップを目指す市民公益活動団体とのマッチングを促進し、もって地域コミュニティの活性化及び活気あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロボノ 職業人として培った専門的なスキルやノウハウ等を提供して社会課題の解決に貢献するボランティア活動をいう。
- (2) プロボノワーカー プロボノに携わるボランティアをいう。
- (3) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助対象者等)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、泉大津市参画及び協働の推進に関する条例（平成 26 年泉大津市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する市民公益活動団体であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 主として本市内において条例第 2 条第 4 号に規定する市民公益活動を行っている、又は始めようとしていること。

- (2) 3人以上の者から構成される団体で、その構成員の2分の1以上の者が本市内に住所を有し、本市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市内の学校に在学していること。
- (3) 申請を行う年度と同一の年度において、本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 団体の代表者及び構成員が、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

2 市から委託されている事業については、補助金交付の対象外とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費は、プロボノの支援を受けたい内容及びその目的について、泉大津市市民活動支援センター（泉大津市市民活動支援センター要綱（平成27年泉大津市公告第3号）に規定する泉大津市市民活動支援センターをいう。）に相談のうえ、指定するWEBサイト上で募集を行い、プロボノワーカーに支払う費用のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（交通費等を含む。）
- (2) その他市長が認める費用

2 1つの事業における補助金の上限額は、15,000円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、泉大津市プロボノ活用支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体活動概要書（様式第2号）
- (2) 定款、規約又は会則その他これらに準ずるもの
- (3) 構成員の名簿

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、泉大津市プロボノ活用支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその理由を付して申請者に文書で通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第2号及び第3号に規定する補助事業の変更又は中止若しくは廃止に係る市長の承認を受けようとする場合、泉大津市プロボノ活用支援補助金事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、市長に提出しなければならない。

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更をしたときは、速やかにその内容及び理由を、泉大津市プロボノ活用支援補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業終了後30日以内に、泉大津市プロボノ活用支援補助金事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、

適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、泉大津市プロボノ活用支援補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条の規定による通知を受けたときは、通知を受理した日の翌日から起算して10日以内に、泉大津市プロボノ活用支援補助金交付請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。

（届出事項）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公告の日から施行する。